

第5章 施策目標別の展開

【関連事業等の概要】の対象者の見方について

【見本】

施策 No. 26 学校教育への円滑な接続に向けた取組み

【内容・今後の展開】

- 認定こども園、幼稚園及び保育所において育んできた資質・能力を小学校教育へ円滑に接続できるよう…（省略）

【担当課】

こども施設課

【対象者】 ☒乳 ☒小（市立小学校等に通う児童） ☒中（市立中学校等に通う生徒）

内容・今後の展開ごとの対象者を下記の10種類の ☐ アイコンで表記しています。

☐ アイコン は対象者区分を示しています。

☒幼…0歳から就学前までの乳幼児

☒小…6歳から11歳までの小学生（義務教育学校前期課程に通う児童も含みます。）

☒中…12歳から14歳までの中学生（義務教育学校後期課程に通う生徒も含みます。）

☐高…15歳から17歳までの子ども

☐子…上記の子ども全体

☐保…上記の子どもの保護者（主な対象がある場合には、詳しい対象者を記載しています。）

☐若…若者（おおよそ18～39歳まで）

☐妊…妊婦

☐対…対象を限定しないもの（主な対象がある場合には、詳しい対象者を記載しています。）

☐他…上記8種類の対象以外のもの（詳しい対象者を記載しています。）

（注）【見本】の「学校教育への円滑な接続に向けた取組み」は、6歳から11歳までの小学生のうち、市立小学校等に通う児童を限定対象とするため、アイコンの☒小の横に詳しい対象者を説明しています。

施策目標1. 妊娠・出産・子育てを支える【乳幼児期】

子どもを生み、育てたいと思う人が、生みたいときに安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、妊娠期から子育て期まで、妊産婦、子育て家庭が安心して健やかに過ごすことができるよう、母子保健と児童福祉の両面から切れ目のない支援を行い、子どもと母親の健康を守るとともに、育児に対する不安の軽減を図ります。

幼児期までの子どもへの教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となり、将来にわたって学ぶ力を支えます。乳幼児から子どもを権利の主体としてとらえ、安全・安心な環境のなかで、豊かな遊びと体験により、子ども自身の育つ力を引き出して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の実現に向けた就学前教育・保育の充実を図ります。

子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図るとともに、保護者同士の仲間づくりによる支え合いや子育てを通じた親の成長を支援することで、より良い育ちの環境を切れ目なくつくり上げ、次世代を支える好循環をつくることを目指します。

施策目標	推進項目
妊娠・出産・子育てを支える【乳幼児期】	1. 妊娠から子育てまでの切れ目のない健康支援 2. 心身の健全な発達を促す食育の推進 3. 就学前教育・保育の充実 4. 多様な子育て支援サービスの充実 5. 仲間づくりの機会拡大 6. 親育ち支援の充実

・推進項目1. 妊娠から子育てまでの切れ目のない健康支援

子どもと母親に対する保健指導の充実等を通じて、特別な支援や配慮を必要とする子どもの早期把握や保護者への育児不安の軽減や出産にまつわる経済的負担の軽減を図ります。

【関連事業等の概要】

施策 No.1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	
【内容・今後の展開】 ■ 妊娠期から子育て期までの子どもと妊産婦の健康と福祉にかかる総合相談窓口である、こども家庭センター「あえる」では、伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）として、出産・子育てに見通しをもって、養育環境が安定するよう、妊娠期及び出産後の面談を行うとともに、妊娠期から関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。 ■ 妊娠の届出に併せて、すべての妊婦の方と面接を行い、妊娠中の過ごし方を伝えるとともに、出産後も子育てに関するさまざまな不安や疑問などの相談に応じます。 【対象者】 子 妊 保 【数値目標】 母子手帳交付時および転入時の面談実数 現状値（R5）：99.0% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 こども家庭センター

施策 No.2 保健指導の充実	
【内容・今後の展開】 - 母子健康手帳交付時の保健指導を徹底し、未婚やひとり親、親族等身近な支援者がいない妊婦や、心身の健康に課題がある妊婦等に対する伴走型支援を拡充し、虐待防止も含め出産後の養育に関する支援を行います。 - 出産後においても、経過観察の必要な乳幼児とその保護者への保健指導・個別相談を充実し、必要に応じて「育児教室」等集団指導を実施します。 - 新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。 - 必要な相談・指導が受けられるよう、あらゆる機関との連携を図ります。 【対象者】 幼 妊（その家族も含む） 保（幼）	【担当課】 こども家庭センター
施策 No.3 妊産婦に対する健康診査	
【内容・今後の展開】 妊産婦の健康保持・増進を図り、妊娠に伴うリスクを軽減させるため、妊産婦に対する健康診査を実施します。なお、妊産婦健診の受診券は、こども家庭センターで母子健康手帳を交付する機会等に併せて交付することで、受診率の向上に努めます。 【対象者】 妊	【担当課】 こども家庭センター
施策 No.4 両親教室の開催	
【内容・今後の展開】 - 出産前から子育て準備期間と位置づけ、妊婦やその配偶者の体験・交流の機会である両親教室を開催し、子育てに関する情報提供を行うとともに、実践で役立つ知識の普及を図ります。 - 両親教室の場を活用し、男性の育児参加を促し、母親の育児負担の軽減を図ります。 - 両親教室に加え、産前の悩みを相談できる場として妊婦交流会（マタニティサロン）を実施します。 【対象者】 妊（配偶者を含む）	【担当課】 こども家庭センター
施策 No.5 乳幼児に対する健康診査	
【内容・今後の展開】 - 市内全乳幼児の健康診査を実施し、健やかな発育と疾病予防のため栄養や口腔衛生等生活面についての助言を集団や個別で行うとともに、疾病の早期発見、運動発達や精神発達等について聞き取りやスクリーニングを行い、支援が必要な子どもとその保護者がいる場合、関係機関との連携を含め、切れ目のない支援を行います。また健診時には、「養育状況」の問診も行い、必要な助言を行うほか、虐待の予防・早期発見にも努めます。 - 乳幼児健診の重要性を呼びかけるとともに、受診率の向上に努めます。 - 新生児や乳幼児期における不慮の事故に対する認識を深めるとともに、事故発生時の対応等に役立つ知識の普及に努めます。	【担当課】 こども家庭センター

第5章 施策目標別の展開

- 乳幼児健診の未受診世帯については、健診の再案内や家庭訪問などで乳幼児やその保護者の状況把握に努めます。また、支援を要する場合は関係機関との連携も含めて、未受診世帯への適切なフォローを実施します。 - 従来の乳幼児健診では対応しきれない発達上の特性によって生じる問題を早期に把握し、保護者とその子どもの就学を迎える準備を整えられるよう、臨床心理士等の専門スタッフが守口市内全園(所)へ巡回訪問し、集団生活の観察等を行う「すこやか5歳児事業」を実施しています。今後は5歳児健康診査として、全園(所)への巡回に加え、市外園在籍の児等を対象とした集団健診を行い、継続的な支援に努めます。 【対象者】 幼 保 (幼) 【数値目標】 4か月児健診の受診率 現状値 (R5) : 97.9% ⇒ 目標値 (R11) : 99.0% 1歳6か月児健診の受診率 現状値 (R5) : 95.3% ⇒ 目標値 (R11) : 97.0% 2歳6か月児歯科健診の受診率 現状値 (R5) : 90.6% ⇒ 目標値 (R11) : 95.0% 3歳6か月児健診の受診率 現状値 (R5) : 92.3% ⇒ 目標値 (R11) : 95.0% 5歳児健診の受診率 現状値 (R5) : 87.5% ⇒ 目標値 (R11) : 90.0%	
施策 No. 6 こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問)	
【内容・今後の展開】 - 生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に、助産師等が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供し、保健指導が必要な家庭については、継続して支援を行います。 - 保健指導が必要な産婦及び新生児（出生後28日以内の乳児）がいる家庭に対して助産師等による訪問指導を行い、好ましい母子関係のなかで育児が行えるよう虐待防止を含め、きめ細かな育児支援を行います。 【対象者】 幼 【数値目標】 訪問実績 現状値 (R5) : 90.0% ⇒ 目標値 (R11) : 95.0%	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 7 産後ケア事業	
【内容・今後の展開】 出産後の身体的・心理的な不調や育児不安等で支援が必要となる乳児とその母親を対象に行う産後ケア事業を実施しています。助産師が自宅を訪問、または産後ケアを提供できる施設へ宿泊し、母親の心身のケアや育児支援を行うことで、母子とその家族が健やかな育児を行えるようさらなる環境整備に努めます。 【対象者】 幼 保 (幼)	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 8 小児医療に関する情報の提供	

【内容・今後の展開】 ■ 予防接種手帳の活用を進め、予防接種の種類や接種時期だけでなく、その有効性の理解促進に努めます。 ■ 出生月の翌月に住民票が確認できる児全員にワクチンスタートの個別案内を送付し、予防接種の進め方と、委託医療機関一覧表を同封し周知に努めます。 【対象者】 保 数値目標 麻疹・風疹の予防接種受診率（厚生労働省通知の「麻疹に関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」より目標値設定） 現状値（R5）：1期 93.8% 2期 89.8% ⇒ 目標値（R11）：1期・2期 95%以上	【担当課】 健康推進課
施策 No. 9 予防接種の知識の普及	
【内容・今後の展開】 ■ 予防接種手帳の活用を進め、予防接種の種類や接種時期だけでなく、その有効性の理解促進に努めます。 【対象者】 保	【担当課】 健康推進課
施策 No. 10 不妊治療に関わる医療に対する費用の経済的支援	
【内容・今後の展開】 ■ 子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対して、不妊かどうか正しく判断し、適切な治療を受ける機会を支援するために、不妊検査及び不妊治療に要する費用の一部を助成します。 【対象者】 他（妊娠を望む夫婦（助成対象に制限があります。））	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 11 助産制度による分娩費の支援	
【内容・今後の展開】 ■ 経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、指定の助産施設での分娩費を支給します。 【対象者】 妊	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 12 出産育児一時金	
【内容・今後の展開】 ■ 守口市国民健康保険に加入している方が出産したとき（妊娠12週以上の死産・流産を含む）に、その世帯主に対して一時金を支給します。 ※他の健康保険に加入している方は、ご自身の加入している健康保険にお問い合わせください。 【対象者】 他（守口市国民健康保険加入者）	【担当課】 保険課

・推進項目2. 心身の健全な発達を促す食育の推進

生涯にわたる健康の基礎となる食生活習慣を身につけられるよう、食育を推進し、「食」を通じて子どもの心と体の健やかな成長を目指します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 13 妊婦及び乳幼児への食生活指導

【内容・今後の展開】 ■ 妊娠届出の機会を活用して、妊娠中の食生活について指導します。 ■ 離乳食講習会や乳幼児相談等の機会を活用して、個々に合わせた食生活指導の実施に努めます。 ■ 乳幼児健診と連携し、栄養相談機会の拡充と事後フォローを図ります。 【対象者】 妊 幼	【担当課】 こども家庭センター
--	-------------------------------

施策 No. 14 就学前における食育

【内容・今後の展開】 ■ 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、「食」を楽しみながら、望ましい食習慣や知識を習得することができるよう、家庭や地域と連携した食育に取り組みます。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
---	----------------------------

・推進項目3. 就学前教育・保育の充実

遊びを通した学びから、子どもが生涯にわたって生きる力となる非認知能力を身につける就学前教育・保育の実践を推進するとともに、認定こども園、幼稚園及び保育所での学びから小学校教育へは、「守口市接続期カリキュラム」等を活用し、円滑な接続に向けて取り組みます。

【関連事業等の概要】

施策 No. 15 乳幼児の教育・保育

【内容・今後の展開】 ■ 乳幼児期の生活や遊びを通して、生活習慣を身につけ、また、子どもの主体性や豊かな感性、人と関わる力を育むとともに、家庭と連携し、自己や他者への信頼感を育てます。 ■ 教育・保育において、生涯にわたる生きる力の基礎を培うための資質・能力を育みます。 ■ 教育・保育の質の確保、維持、向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、子どもが人、もの、自然等の身近な環境に豊かに関わりあえるよう努めます。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
--	----------------------------

施策 No. 16 異年齢交流	
【内容・今後の展開】 子どもが人と関わる力を培うとともに、小学校教育への円滑な接続ができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業所等において、近隣市立小・中学校等との交流や連携の充実に努めます。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 17 保育教諭等の資質・能力の向上	
【内容・今後の展開】 保育教諭、幼稚園教諭、保育士の資質向上及び技術の取得や維持向上を図るための研修、また子どもの人権尊重等の専門性を高める研修を推進し、人材育成に努めます。 【対象者】 他（保育教諭、幼稚園教諭、保育士）	【担当課】 こども施設課
施策 No. 18 配慮が必要な乳幼児への支援	
【内容・今後の展開】 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、特別な支援、援助や配慮の必要な子どもに対してインクルーシブ教育・保育の充実を図ります。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
【内容・今後の展開】 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、特別な支援、援助や配慮の必要な乳幼児の教育・保育の充実を図るため、保育教諭等に対して、言語聴覚士や臨床心理士等の専門講師又はリーディングスタッフ等による巡回相談や研修等を行います。 【対象者】 他（対象施設の保育教諭等）	【担当課】 学校教育課
施策 No. 19 学校教育への円滑な接続に向けた取組み	
【内容・今後の展開】 - 認定こども園、幼稚園及び保育所において育んできた資質・能力を小学校教育へ円滑に接続できるよう「守口市接続期カリキュラム」等を活用し、保育教諭等と小学校教諭が連携し、互いの理解を深める交流、問題の解決に努めます。 - 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等及び市立小学校等において、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を実施します。 - 子どもが人と関わる力を培うための異年齢交流を乳幼児の時期から積み重ねていく大切さを推奨します。市立小・中学校等では、家庭科の授業で作成した絵本の読み聞かせや手作りおもちゃ遊び等を通して、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等の児童との交流を深めます。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
	【担当課】 学校教育課

第5章 施策目標別の展開

施策 No. 20 教育・保育施設の耐震化	
【内容・今後の展開】 安全・安心な教育・保育環境の整備に向け、教育・保育施設の耐震化に努めます。 【対象者】 <u>他</u> （市内の教育・保育施設）	【担当課】 こども施設課
施策 No. 21 就学前施設における図書環境の充実と読み聞かせ	
【内容・今後の展開】 - 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、絵本に親しみやすい図書コーナーの整備に努めるとともに、職員をはじめ、地域サークルや中学生による絵本などの読み聞かせを推奨します。 - 親密な親子関係の構築に役立てるため、認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、園庭開放などの機会に未就園児にも絵本の貸出しを行うなど、親子で一緒に絵本を読むことを推奨します。 【対象者】 <u>幼</u>	【担当課】 こども施設課
施策 No. 22 就学指導	
【内容・今後の展開】 市立小学校等への就学に備え、必要に応じて、子どもとその保護者に対し関係機関が連携・協議し、学校生活を送るための指導を行います。 【対象者】 <u>幼</u> （市立小学校へ入学予定の5歳児） <u>保</u>	【担当課】 学校教育課

・推進項目4. 多様な子育て支援サービスの充実

さまざまなニーズに対応できるよう、地域で子育てを助け合う環境づくりや、緊急時、休日などにおける保育の提供を行うとともに、多様な媒体を活用して子育て情報を発信します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 23 地域子育て支援拠点事業	
【内容・今後の展開】 - 各々の地域子育て支援拠点施設において、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安解消等を緩和するため、乳幼児及びその家族が相互に交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談や地域の子育て情報の提供、子育て講座などを実施します。 - 市役所本庁舎に地域子育て支援拠点「もりランド」を設置し、子育てアドバイザーが子育てに関するさまざまな相談に応じるとともに、子育て講座を開催するなど子育て親子の交流の場を提供します。 【対象者】 <u>幼</u>	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 24 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）	
【内容・今後の展開】 地域において育児の援助を受けたい人（依頼会員）と行いたい人（協力会員）が会員となり、育児について助け合う会員組織として、子育て援助活動を推進し、	【担当課】 こども家庭センター

地域で子育てを支援する環境づくりに努めます。 子育て中の保護者が講座等に気軽に参加できるよう、生後3か月から就学前までの乳幼児を対象に一時預かりサービスを行います。 【対象者】 幼 小	
施策 No. 25 一時預かり事業	
【内容・今後の展開】 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、保護者の就労や体調不良、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、一時的に昼間の保育が困難な場合に、必要な保育を提供します。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 26 休日保育事業	
【内容・今後の展開】 保護者の勤務形態等の都合により、日曜日・祝日に家庭で保育できない場合に、保育を必要とする乳幼児を対象に、必要な保育を提供します。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 27 子育て情報の周知	
【内容・今後の展開】 - 広報や市ホームページ等さまざまな媒体を活用し、保護者へ向けた子育てに関する情報提供を行います。 - こども家庭センターが定期的に発行するリーフレット『0歳からの子育てつうしん「もりっこ」』は、乳幼児の子育てをしている保護者のニーズに合った内容・情報を掲載しており、より多くの家庭にリーフレットが届くように取り組みます。 【対象者】 保（幼）	【担当課】 こども家庭センター
【内容・今後の展開】 市ホームページでは、外国人向けに英語、中国語及び韓国語で閲覧できるようになっています。 【対象者】 対	【担当課】 魅力創造発信課
施策 No. 28 子育て情報誌の配布	
【内容・今後の展開】 毎年、守口市の子育てに関する情報を一冊にまとめた情報誌「守口市 子育てガイドブック」を発行し、保護者へ向けた子育てに関する情報提供を行います。 【対象者】 保（幼）	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 29 未就園児招待	
【内容・今後の展開】 未就園児とその保護者が身近で安心して交流できる場所として、認定こども園、幼稚園及び保育所において、主任児童委員の協力を得て園庭開放や子育て相談等を実施します。	【担当課】 こども施設課

第5章 施策目標別の展開

【対象者】 幼 保 (幼)	
施策 No. 30 子育て短期支援事業（ショートステイ）	
【内容・今後の展開】 保護者の就労や体調不良、出産、出張、育児不安等の理由で、夜間の保育が困難な場合に、宿泊を伴う場合も含め必要な保育を一時的に提供します。 【対象者】 幼 【数値目標】 利用希望者に対する利用率 現状値（R4）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 31 子育て世帯訪問支援事業	
【内容・今後の展開】 家事、子育て等に対して不安又は負担を抱える保護者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問員が訪問し、家庭が抱える不安又は悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を行います。 【対象者】 妊 他 (18歳未満の子どもがいる家庭)	【担当課】 こども家庭センター

・推進項目5. 仲間づくりの機会拡大

保護者同士の交流を促進して、子育ての不安感を軽減し、子育ての喜びを分かち合えるネットワークづくりを目指します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 32 子育てサークルの活動支援	
【内容・今後の展開】 市内の子育てサークルに対し、用品の貸出しやサークル同士の交流会の実施等、自主的な運営に関する支援を行うとともに、運営に関する相談を実施します。 【対象者】 保 (幼)	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 33 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	
【内容・今後の展開】 身近な地域で親子が一緒になって遊んだり、絵本を楽しんだりすることができる親子の交流の場を提供するとともに、親子交流に関する情報を発信します。また、子育て中の親同士が自然と交流できる仲間づくりの場として充実を図ります。 【対象者】 幼 保 (幼)	【担当課】 こども家庭センター

・推進項目6. 親育ち支援の充実

保護者が子育てを通じて、保護者自身の成長と子育ての喜びを感じられるように、さまざまな学習機会を提供するとともに、特に支援が必要な家庭に対して有効なプログラムを実践します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 34 就学前相談	
【内容・今後の展開】 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、在園児に限らず幼児の保護者を対象に子育て相談を随時実施し、育児の負担感、孤立感の軽減に努めます。 【対象者】 保（幼）	【担当課】 こども施設課
施策 No. 35 子育てに関する講習等の実施	
【内容・今後の展開】 地域子育て支援拠点施設等において、季節・伝統文化の行事の実施、講師を招いた子どもの発達や栄養等に関する講習を実施します。 【対象者】 保（幼）	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 36 子育て便り等の発行	
【内容・今後の展開】 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において、日々の教育・保育の様子や子育てに関する情報を掲載したお便りを定期的に発行し、保護者との連携・信頼関係を構築することで、保護者の子育てへの不安の軽減に努めます。 【対象者】 保（幼）	【担当課】 こども施設課
施策 No. 37 ブックスタート事業	
【内容・今後の展開】 4か月児健診の実施時に絵本を進呈するとともに、絵本の読み聞かせ体験等を実施しています。0歳から絵本を通じて、「親子のふれあい」を深めるきっかけづくりを促進します。 【対象者】 幼	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 38 守口親まなびの会の活動支援	
【内容・今後の展開】 親となる準備期の中学生や高校生から子育て中の保護者や子育てを終えた人等幅広い世代の人を対象にした“親を楽しむワークショップ”等の活動を実施する「守口親まなびの会」に対して、大阪府教育委員会からの研修情報を提供するなど、親学習リーダーの養成に努め、親学びの機会の充実を図ります。 【対象者】 対	【担当課】 生涯学習・スポーツ振興課
施策 No. 39 親子関係形成支援事業	
【内容・今後の展開】 親子間における適切な関係性の構築を図るため、乳幼児期からの親子関係構築に有効なプログラムを開催し、支援に努めます。 【対象者】 子 保	【担当課】 こども家庭センター

施策目標2. 次代を担う子どもを育てる【学童期・思春期】

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難なこれからの時代を生き抜く子どもたちへの教育では、一人ひとりの子どもが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

小・中学校等においては、子どもが安心して良質な学びを受けられる体制づくりに取り組むとともに、すべての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指します。支援が必要な子どもに対しては、教育の場における合理的配慮やサポート体制の充実とともに、インクルーシブ教育を推進します。

保護者が働いていても、安心して放課後を過ごすことができるよう、もりぐち児童クラブを通じて、居場所・活動の場の確保を図るとともに、地域においては、学校・家庭・地域がつながる教育コミュニティづくりとして、学校運営協議会（コミュニティ・クール）や地域ボランティアによる学校支援活動などを通じて、世代間交流の推進やさまざまな体験学習など、子どもが多様な人とふれあい、共に体験し、学ぶことのできる機会づくりを進めて子どもの健やかな育ちを支援します。

身体の変化とともに精神的な変化が大きい思春期の特徴に対して、子どもが心身ともに健康を維持できるよう相談体制の充実や自ら健康を守るための学習機会を提供します。

施策目標	推進項目
次代を担う子どもを育てる 【学童・思春期】	7. 生きる力を育む教育の推進 8. 多世代交流の促進 9. 多様な体験機会の提供 10. 居場所づくり 11. 思春期の健康支援 12. 支援が必要な子どもの学習支援

・推進項目7. 生きる力を育む教育の推進

健やかな身体づくりと基礎・基本の学力、周囲の人と対等な関係性を築ける人権感覚を身につけて、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力や豊かな人間性等を養い、子どもの「生きる力」の育成を図ります。また、将来、自立した社会人として生活できるようキャリア教育を充実します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 40 男女平等教育の推進	
【内容・今後の展開】	【担当課】
幼少期からの男女共同参画の意識形成に向けて、学校教育において男女平等教育	学校教育課

を推進します。 【対象者】 ☐小（市立小学校等に通う児童） ☐中（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 人権教育に関する全体計画・年間指導計画を作成している学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%													
施策 No. 41 小・中学校等における食育													
【内容・今後の展開】 - 市立小・中学校等では全教育課程において、食育全体計画をもとに、各校が特色のある食に関する指導に取り組みます。 - 市立小・中学校等では「給食だより」等のお便りにより、家庭に対する食生活についてのワンポイントアドバイスや給食の栄養バランス、食の大切さを伝えます。 - 市立小学校等では、給食委員による献立紹介により食についての関心を高めます。 【対象者】 ☐小（市立小学校等に通う児童） ☐中（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 学習指導要領に沿って食育を実施した学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課												
施策 No. 42 学力の向上													
【内容・今後の展開】 - 市立小・中学校等では、これからの時代を主体的に生きるために必要とされる資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善とともに、家庭等での学習習慣の確立など、自学自習力の育成に向けた取組みを進めます。 【対象者】 ☐小（市立小学校等に通う児童） ☐中（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 下記項目の肯定的回答の割合 ①授業では、課題の解決に向けて自分で考え、自分から取り組んでいる ②授業がよくわかる ③授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、毎日使用している ④家で、自分で計画を立てて勉強している (学校の授業の予習や復習を含む) ⑤昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり借りたりするために、月に一回以上、学校図書館や地域の図書館に行く <table border="1" data-bbox="383 1568 1165 1859"> <thead> <tr> <th>現状値（R5）</th><th>目標値（R11）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①小：85.0% 中：87.0%</td><td>①小：90.0% 中：90.0%</td></tr> <tr> <td>②小：88.0% 中：77.0%</td><td>②小：90.0% 中：80.0%</td></tr> <tr> <td>③小：25.0% 中：26.0%</td><td>③小：80.0% 中：80.0%</td></tr> <tr> <td>④小：65.0%【全国】71.0% 中：47.0%【全国】55.0%</td><td>④小：全国平均以上 中：全国平均以上</td></tr> <tr> <td>⑤小：27.0%【全国】33.0% 中：13.0%【全国】19.0%</td><td>⑤小：全国平均以上 中：全国平均以上</td></tr> </tbody> </table>	現状値（R5）	目標値（R11）	①小：85.0% 中：87.0%	①小：90.0% 中：90.0%	②小：88.0% 中：77.0%	②小：90.0% 中：80.0%	③小：25.0% 中：26.0%	③小：80.0% 中：80.0%	④小：65.0%【全国】71.0% 中：47.0%【全国】55.0%	④小：全国平均以上 中：全国平均以上	⑤小：27.0%【全国】33.0% 中：13.0%【全国】19.0%	⑤小：全国平均以上 中：全国平均以上	【担当課】 学校教育課
現状値（R5）	目標値（R11）												
①小：85.0% 中：87.0%	①小：90.0% 中：90.0%												
②小：88.0% 中：77.0%	②小：90.0% 中：80.0%												
③小：25.0% 中：26.0%	③小：80.0% 中：80.0%												
④小：65.0%【全国】71.0% 中：47.0%【全国】55.0%	④小：全国平均以上 中：全国平均以上												
⑤小：27.0%【全国】33.0% 中：13.0%【全国】19.0%	⑤小：全国平均以上 中：全国平均以上												

施策 No. 43 体力の向上												
【内容・今後の展開】 ■ 市立小・中学校等では、新体力テスト等により実態把握を行い、体育の授業だけでなく外遊びの奨励を行うなど、教育活動全体を通して、健康の保持・増進及び体力の向上にかかる取組みを進めます。 【対象者】 ☐（市立小学校等に通う児童） ☐（市立中学校等に通う生徒） 数値目標 「運動やスポーツは大切なものか」の肯定的回答 （全国平均値を1とする） <table><tr><th colspan="2">現状値（R5）</th><th>目標値（R11）</th></tr><tr><td rowspan="2">小学校等（5年）</td><td>男子 0.991</td><td rowspan="4">小・中学校等の男女 それぞれで1以上</td></tr><tr><td>女子 0.959</td></tr><tr><td rowspan="2">中学校等（2年）</td><td>男子 0.974</td></tr><tr><td>女子 0.949</td></tr></table>		現状値（R5）		目標値（R11）	小学校等（5年）	男子 0.991	小・中学校等の男女 それぞれで1以上	女子 0.959	中学校等（2年）	男子 0.974	女子 0.949	【担当課】 学校教育課
現状値（R5）		目標値（R11）										
小学校等（5年）	男子 0.991	小・中学校等の男女 それぞれで1以上										
	女子 0.959											
中学校等（2年）	男子 0.974											
	女子 0.949											
施策 No. 44 心の教育の充実												
【内容・今後の展開】 ■ 市立小・中学校等では、指導方法の工夫を図りつつ、社会体験や自然体験、交流活動等を取り入れながら、人権教育・道徳教育の充実を図り、子どもの豊かな人間性と社会性を育みます。 【対象者】 ☐（市立小学校等に通う児童） ☐（市立中学校等に通う生徒） 数値目標 徳教育全体計画・年間指導計画・別葉を作成している学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%		【担当課】 学校教育課										
施策 No. 45 小・中一貫教育の推進												
【内容・今後の展開】 ■ 市立小・中学校等では、「確かな学力」の定着や健康な心と体の育成のため、中学校区・義務教育学校ごとに「めざす子ども像」を掲げ、学校・家庭・地域が力を合わせ、中学校区・義務教育学校が一体となって、義務教育9年間の学びと育ちのつながりを意識した一貫教育を推進します。 【対象者】 ☐（市立小学校等に通う児童） ☐（市立中学校等に通う生徒） 数値目標 中学校区教育フォーラムを開催する中学校区数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%		【担当課】 学校教育課										
施策 No. 46 進路先訪問												
【内容・今後の展開】 ■ 市立小学校等では、6年生を対象に、進学する中学校等を訪問し、授業や部活動の体験などを通して、子どもが中学校等での生活の見通しを持てるよう取り組みます。 ■ 市立中学校等では、高等学校の体験学習会やオープンキャンパス等の機会を利用して、進学を希望する高等学校等への訪問を進め、進学の意欲を高めます。 【対象者】 ☐（市立小学校等に通う児童） ☐（市立中学校等に通う生徒）		【担当課】 学校教育課										

数値目標 進学する中学校等の授業や部活動の体験を実施する小学校数 現状値（R5）：全市立小学校等 ⇒ 目標値（R11）：全市立小学校等 高等学校等の体験学習会やオープンキャンパス等の案内を実施する 中学校数 現状値（R5）：全市立小学校等 ⇒ 目標値（R11）：全市立小学校等	
施策 No. 47 教職員の資質・能力の向上	
【内容・今後の展開】 市立小・中学校等の課題やニーズに応じた研修を実施し、教職員の資質向上を図るなど、教育指導体制の充実に努めます。 【対象者】 他（市立小・中学校等の教職員） 数値目標 教職員の研修受講率（全教職員に対する研修受講割合） 現状値（R5）：81.0% ⇒ 目標値（R11）：150%（1人あたり1.5回）	【担当課】 教育センター
【内容・今後の展開】 体罰、セクシュアル・ハラスメントなど子どもの人権侵害を未然に防止するため、各市立小・中学校等において教職員への研修を実施するとともに、市教育委員会主催による研修も実施します。 【対象者】 他（市立小・中学校等の教職員）	【担当課】 学校教育課
施策 No. 48 教育相談事業	
【内容・今後の展開】 - 教育センターに専門相談員を配置し、不登校・いじめ、学習・進路、特別支援教育等に関して、市立小・中学校等に通う子どもやその保護者、教職員からの相談に応じます。 - 子どもの心理に関して高度な専門知識と経験を有するスクールカウンセラー（臨床心理士）を市立小・中学校等へ派遣し、通学児童・生徒へのカウンセリング、その保護者や教職員への助言や支援を行います。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒） 他（市立小・中学校等の教職員） 数値目標 専門家等による支援を受けている不登校児童生徒の割合 現状値（R5）：小学校 71.0%（12月末）、中学校 61.0%（12月末） ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 教育センター
施策 No. 49 子どもへの自立に向けた支援の推進	
【内容・今後の展開】 - 全ての児童及び生徒が、自分のやりたいことを見つけ、大きな夢や憧れを抱き、志をもって主体的に自らの人生を切り拓いていくことができるよう、発達段階に応じて必要な力や意欲を養うキャリア教育等の取組みを系統的に進めます。 - キャリアパスポートを活用し、児童・生徒が振り返りや自己評価を通じて、自己の将来等に関して主体的に考える取組みを進めます。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒）	【担当課】 学校教育課

第5章 施策目標別の展開

数値目標	「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に回答する児童生徒の割合		
現状値（R5）		目標値（R11）	
守口	小：80.0%	全国平均以上	
	中：59.0%		
全国	小：82.0%		
	中：66.0%		

施策 No. 50 中学生を対象としたキャリア教育の推進	
【内容・今後の展開】 ■ 進学意欲を有しながら、家庭事情又は経済的理由により就学が困難で支援を要する生徒に対し、積極的に自己の進路及び将来に対する展望を持つことができるように助言・支援を行います。	【担当課】 学校教育課
【対象者】 中（市立中学校等に通う生徒）	
数値目標	「将来の夢や目標を持っている」と肯定的に回答する生徒の割合
現状値（R5）	
守口	中：59.0%
全国	中：66.0%

・推進項目8. 多世代交流の促進

子どもたちが豊かな人間関係のなかで社会性や協調性を身につけ、健やかに成長することができるよう、地域の多くの人たちとの世代間交流や異年齢交流の機会を充実します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 51 「さんあい広場」等での世代間交流	
【内容・今後の展開】 地域ボランティアとの協力により、さんあい広場（さた、さくら、かすが、とうだ、きんだ、よつばの市内6か所）等において、高齢者と子どもたちが交流を深めることができるよう、昔遊びを通じた世代間交流を推進します。 【対象者】 対（主に高齢者と子どもたち）	【担当課】 高齢介護課

・推進項目9. 多様な体験の機会の提供

市内の多様な施設や、子ども会、青少年育成指導員連絡協議会、学校運営協議会等といった地域の資源を活用し、子どもたちがさまざまな体験活動を経験できる機会を充実します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 52 乳幼児とのふれあい体験	
【内容・今後の展開】 市立中学校等では職場体験等の一環として、認定こども園、幼稚園及び保育所を訪問し、幼い子どもとふれあう機会を持つことで、中学生が子どもを産み育てることの意義を深く理解し、男女が共同して家庭を築く大切さを感じることができる取組みを推進します。	【担当課】 学校教育課

【対象者】 ☒ (市立中学校等に通う生徒)	
施策 No. 53 職場体験学習	
【内容・今後の展開】 市立中学校等では、職場体験の目的や社会のマナー等を学ぶ事前学習のうえ、複数日にわたる職場体験学習を実施し、その後、子どもたちが自身の体験を発表し共有するなどの事後学習も行うことで、さまざまな仕事についての理解を深め、望ましい職業観、勤労観を育成します。 【対象者】 ☒ (市立小学校等に通う児童) ☒ (市立中学校等に通う生徒) 【数値目標】 職場体験もしくは事業所から講師を招き職業体験に代わる講話等を実施する中学校等の数 現状値 (R 5) : 100% ⇒ 目標値 (R 11) : 100%	【担当課】 学校教育課
施策 No. 54 自然体験学習	
【内容・今後の展開】 専門家による農業体験等の出前授業や宿泊行事を通して、市立小・中学校等に通う子どもが自然に触れる機会を持ち、自然に親しむ心を育む教育を進めます。 【対象者】 ☒ (市立小学校等に通う児童) ☒ (市立中学校等に通う生徒) 【数値目標】 専門家による農業体験等の出前授業や宿泊行事を通して自然体験を実施する学校数 現状値 (R 5) : 100% ⇒ 目標値 (R 11) : 100%	【担当課】 学校教育課
施策 No. 55 福祉体験	
【内容・今後の展開】 車椅子を使った身体障がい者体験、アイマスク・盲導犬を活用した視覚障がい者体験を行うとともに、老人ホームや障がい者作業所への職場体験等による交流を通じて、すべての人が生きていくことの大切さを学ぶ教育や、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。 【対象者】 ☒ (市立小学校等に通う児童) ☒ (市立中学校等に通う生徒) 【数値目標】 障がい理解教育を実施する学校数 現状値 (R 5) : 100% ⇒ 目標値 (R 11) : 100%	【担当課】 学校教育課
施策 No. 56 障がいのある人との交流	
【内容・今後の展開】 認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育事業等において障がいのある人との交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。 【対象者】 ☒ (幼児のうち認定こども園に通う園児)	【担当課】 こども施設課
【内容・今後の展開】 市立小学校等において、障がいのある人と花の苗を植える活動や運動会のダンスを披露しあう等の交流を通して、障がいのある人に対する理解を深める教育を進めます。 【対象者】 ☒ (市立小学校等に通う児童)	【担当課】 学校教育課

第5章 施策目標別の展開

数値目標 児童と障がい者がともに作業をする花の苗の植栽活動を実施した小学校等の数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	
施策 No. 57 図書環境の充実と読み聞かせ	
【内容・今後の展開】 第2次守口市子ども読書活動推進計画（令和2年度から）に基づき、守口市のすべての子どもが読書の楽しみを知り、あらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進します。また、守口市立図書館はもとより、守口文化センター内などの市内図書室についても、市民が積極的に利用したいと思えるような図書環境の充実に努めます。 【対象者】 ☒ 対	【担当課】 生涯学習・スポーツ振興課
【内容・今後の展開】 - 市立小・中学校等において、学校司書による推薦図書コーナーの設置や昼休み時間の図書室の開放等、図書環境の充実に努めます。 - 市立小学校等において、学校司書やボランティアによる読み聞かせのほか、高学年の図書委員による低学年への読み聞かせを行います。 【対象者】 ☒ 小（市立小学校等に通う児童） ☒ 中（市立中学校等に通う生徒） 数値目標 学校図書館の毎日開放を実施している学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値 100% 読み聞かせを実施する小学校等の数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課
施策 No. 58 子どもの体験学習	
【内容・今後の展開】 - 各コミュニティセンターにおいて、夏休みや冬休みなどの長期休暇を利用し、工作教室や料理教室などの体験学習を実施します。 - 子どもが歴史に興味や親しみを持てるよう、文化財に関連する体験学習を実施します。 - 守口市立図書館において、子どもたちの学ぶ意欲を引き出すための体験学習を実施します。 【対象者】 ☒ 幼 ☒ 小 ☒ 中	【担当課】 コミュニティ推進課
	【担当課】 生涯学習・スポーツ振興課
施策 No. 59 芸術・伝統文化にふれる機会の提供	
【内容・今後の展開】 もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、四季折々のイベントや企画展、また、美術展覧会や日本南画院大作展、子ども水墨画教室の開催など、子どもたちが伝統文化や芸術にふれる機会を提供します。 【対象者】 ☒ 対	【担当課】 生涯学習・スポーツ振興課

施策 No. 60 青少年育成指導員校区活動支援	
【内容・今後の展開】 - こども会親善スポーツ大会やこども会駅伝、こどもまつりなどの機会を通して子どもたちの地域間や異年齢間の交流親睦を図り、心身ともに健やかに成長することができるよう青少年育成指導員の活動を支援します。 - 青少年育成指導員の活動を行うために必要となる知識や技能を習得するための講習会や研修会への参加支援を行います。 【対象者】 小 中 高 他（青少年育成指導員）	【担当課】 コミュニティ推進課

・推進項目 10. 居場所づくり

地域において、安全が確保されたなかで、子どもが主体的に参加し、自由に遊び、交流することができる居場所づくりを推進します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 61 市立児童センター（令和7年度末 廃止予定）	
【内容・今後の展開】 - 健全な遊びを通じて、就学前の乳幼児（保護者等同伴）と小学生の子どもの健康で豊かな心を育てる活動を行う場所として運営を行って来ましたが、令和7年度末をもって児童センターを廃止します。 - 小学生の遊びの場としての機能は「もりぐち児童クラブ登録児童室」で担うこととし、地域子育て支援拠点の機能については、代替となる地域子育て支援拠点を充足します。 【対象者】 幼 小	【担当課】 こども家庭センター

施策 No. 62 もりぐち児童クラブ「登録児童室」	
【内容・今後の展開】 - もりぐち児童クラブ登録児童室（放課後子ども教室）では、小学校等の1～6年生と満4歳以上の幼児（保護者等同伴）を対象に、自主的な遊び場を提供します。 - 子どもたちが異年齢交流を通じて社会性や協調性を育む機会の充実に努めるとともに、地域の参画を得た交流・体験活動を推進します。 【対象者】 幼 小	【担当課】 子育て支援政策課

施策 No. 63 安心して遊べる魅力的な公園づくり	
【内容・今後の展開】 - 公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化したブランコ等の遊具をより安全で、子どもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新します。また、定期的な点検等を実施し、適正な管理に努めます。 - 子どもを含めたすべての世代がのびのびと楽しく利用できるような特色を持たせた公園計画を検討し、魅力的な公園づくりに取り組みます。 【対象者】 他（市内の公園）	【担当課】 道路公園課

第5章 施策目標別の展開

・推進項目 11. 思春期の健康支援

次代を担う子どもたちが心身ともに健全な生活を営むため、思春期の児童・生徒が、有害なものから身を守ることができるよう、薬物や非行、犯罪等に関する啓発・指導を行います。

また、性に関する教育を通じて、性の多様性やいのちの大切さを理解し、互いを尊重する意識の醸成を図ります。

【関連事業等の概要】

施策 No. 64 「薬物乱用防止教室」の開催等	
【内容・今後の展開】 - 市立小・中学校等で、ボランティア団体や保護司会、更生保護女性会等の協力を得て「薬物乱用防止教室」を開催します。 - 市立小・中学校等の授業において、シンナーや危険ドラッグ等の薬物乱用や喫煙を未然に防止することを目的とした指導を行います。また、受動喫煙も含め、健康に与える影響についても、引き続き周知、啓発します。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 薬物乱用防止について取り扱った学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課
施策 No. 65 「非行防止・犯罪防止教室」の開催等	
【内容・今後の展開】 市立小・中学校等で、枚方少年サポートセンターや守口警察少年係等の協力を得て「非行防止・犯罪防止教室」を開催します。また、万引きや窃盗、ひったくり、喫煙等の少年の非行を未然に防止することを目的とした指導を行います。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 非行防止防止について取り扱った学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課
施策 No. 66 性に関する学習	
【内容・今後の展開】 市立小・中学校等において、保健体育等の時間を中心に、発達段階に応じたカリキュラムを編成し、教科書、性教育副読本等を活用し、性に関する学習に取り組めます。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒） 【数値目標】 性に関する学習について取り扱った学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課

・推進項目 12. 支援が必要な子どもの学習支援

学校に来ることが難しい子どもの教育の機会を保障し、将来に向けて歩みだせるように、学習支援や多様な学びの機会の確保に取り組みます。

【関連事業等の概要】

施策 No. 67 適応指導教室	
【内容・今後の展開】 ■ 学生フレンド（学生ボランティア）が、市立小・中学校等に通う子どもの不登校の家庭へ訪問するなどし、話し相手・相談相手となって、社会的自立に向けた支援を行います。 【対象者】 ☐ 小（市立小学校等に通う児童） ☐ 中（市立中学校等に通う生徒） ☐ 他（市立小・中学校等の教職員） 【数値目標】 児童生徒の好転率（学生フレンドと登校、教室に入る等） 現状値（R5）：76.0%（学生フレンドと登校）⇒ 目標値（R11）：90%	【担当課】 教育センター
■ 不登校で悩む市立小・中学校等に通う子どもに、教育相談や集団生活への適応指導等を行い、社会的自立への支援を行います。 【対象者】 ☐ 小（市立小学校等に通う児童） ☐ 中（市立中学校等に通う生徒） ☐ 他（市立小・中学校等の教職員）	【担当課】 教育センター
施策 No. 68 子どもサポート体制の充実	
【内容・今後の展開】 ■ 不登校など立ち直り支援が必要な子どもに対して、それぞれの状況に合わせてスクールソーシャルワーカーの派遣や子ども家庭センター等関係機関が参加するケース会議を行うなど、関係機関が連携をとりながら、適切な対応がとれる体制の充実に努めます。 【対象者】 ☐ 小（市立小学校等に通う児童） ☐ 中（市立中学校等に通う生徒）	【担当課】 学校教育課

施策目標3. 若者の選択と自立の支援【青年期】

未来を担う若者が、経済的な不安なく、将来への展望を持って自立した生活が送れる社会の実現は、守口市の未来をつくる上で極めて重要です。

学校でのキャリア教育や就職支援に取り組むとともに、若者が社会の一員として役割を果たせるよう、企業、学校等の関係機関の協力のもと、若者の自立支援等を行うことによって、自らの意思で将来を選択し、自立できるように支援します。

若者が多様な立場の人と出会い、交流することは「生きる力」を育み、将来の進路の選択にも役立てることが出来ます。職場体験や自然体験、福祉体験など、さまざまな学びの機会を提供し、若者の豊かな未来の形成につなげます。

施策目標	推進項目
若者の選択と自立の支援【青年期】	13. 青少年の健全育成の推進 14. 若者の就労支援

・推進項目 13. 青少年の健全育成の推進

学校や地域が一体となって、子どもを犯罪等の被害から守り、安全な生活環境づくりに努めます。また、子どもがインターネットやSNSの特性を理解して、情報リテラシーを身につけるとともに、人を傷つける行為や犯罪の被害者にも加害者にもならないよう、適切な利用に向けた情報モラル教育を推進します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 69 子どもを守る防犯声かけパトロール		
【内容・今後の展開】	■ PTA及び地域団体のボランティアや警察等関係機関によるパトロール活動を促進します。	【担当課】 学校教育課
【対象者】	幼 小 中 高	
【数値目標】	防犯声かけパトロールを実施した学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	
施策 No. 70 青少年育成指導員による子どもを見守る取組み		
【内容・今後の展開】	■ SNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、青少年育成指導員が専門家によるインターネット等における有害情報への接続防止等に関する講演会・研修会へ参加するよう促進します。 ■ 地域や関係機関・団体と、より一層の連携を図り、夜間の見回り等の街頭活動や啓発活動を促進します。	【担当課】 コミュニティ推進課
【対象者】	小 中 高 他（青少年育成指導員）	

施策 No. 71 情報モラル教育の推進	
【内容・今後の展開】 ■ ICT教育の導入やSNS等の普及による子どもを取り巻くインターネット環境の変化に対応していくため、教職員向けに講座や研修会を実施しています。 【対象者】 他（市立小・中学校等の教職員）	【担当課】 教育センター
【内容・今後の展開】 ■ 授業のなかで、子どもたち自身、スマートフォンやSNS等の使用について考える機会を設けるなど、子どもたちが適切にインターネットを利用できるよう指導します。また、家庭における情報モラル教育の推進のため、入学説明会やPTA協議会等の機会を捉えて、保護者に向けてもフィルタリングの啓発を行います。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒） 数値目標 「iPadの使い方について、学校や家でルールを守って使うことができたと思う」と回答する児童生徒の割合 現状値（R5）：小93.0%、中91.0% ⇒ 目標値（R11）：100% 情報モラル教育について授業等で取り扱った学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課 【担当課】 教育センター
施策 No. 72 青少年の非行防止活動への支援	
【内容・今後の展開】 ■ 青少年育成指導員が中心となって、「青少年の非行・被害防止強調月間」（7月）や「子ども・若者育成支援協調月間」（11月）に街頭啓発活動を実施するなど、学校と地域が連携を密にしながら、市全体で少年非行の防止活動に取り組んでいけるよう努めます。 【対象者】 小 中 高	【担当課】 コミュニティ推進課
施策 No. 73 「少年を守る店」運動	
【内容・今後の展開】 ■ 地域の商店・業者等の協力を得て、未成年の非行防止に協力する「少年を守る店」運動を推進します。 【対象者】 小 中 高 他（20歳未満）	【担当課】 コミュニティ推進課
施策 No. 74 家庭児童相談	
【内容・今後の展開】 ■ 地域に密着した子どもの専門相談機関として、18歳までの子どもについての悩みや問題の解決に向け、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施します。 【対象者】 子 保	【担当課】 こども家庭センター

・推進項目 14. 若者の就労支援

社会生活を円滑に営む上での困難を若者に焦点を当てると、さまざまな生きづらさを抱えていても、自身の声をあげづらい状態にある者が多くいることも想定されることから、若者が自分らしく社会生活を送ることができ、自立した社会人となるよう、相談に対応し、就労

につながる支援を行います。

【関連事業等の概要】

施策 No. 75 生活困窮者自立支援制度（生活・仕事に関する相談～くらしサポートセンター守口）	
【内容・今後の展開】 平成 27 年度 4 月から施行された生活困窮者自立支援法に基づいて、生活や仕事等に関する相談に応じ、自立促進のための支援計画の策定や就労支援などを行います。 【対象者】 <u>他</u>（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）	【担当課】 生活福祉課

施策目標4. すべての成長過程にわたる支援

こども基本法では、すべての子どもは、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念に掲げられており、子どもは権利を持つ主体として扱われなければなりません。子ども・若者が自己の権利を理解するとともに、他者の権利を侵害しないことを学び、意見表明・社会参画の機会拡大を図り、自ら社会に参画し、貢献できる人づくりを推進します。

貧困、虐待、ヤングケアラー、ひきこもりなど、子どもを取り巻く課題はより多様化・複雑化しており、子どもの成長過程全体を通じて、一人ひとりや各家庭の状況に合わせたきめ細かな支援に取り組む必要があります。

生まれた環境によって子どもの将来が左右されることなく、子どもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態で成長できるよう、支援が必要な子どもの学習支援や、生活の安定に向けた保護者の就労支援、経済的支援など、支援が必要な子育て家庭が自立して、不安を抱えることなく子育てができるよう支援します。

児童虐待は子どもの命や心身の発達に影響を与える重大な人権侵害です。未然防止、早期発見・早期対応に向けての取組みを推進します。

施策目標	推進項目
すべての成長過程にわたる支援	15. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進 16. 意見表明・社会参画機会の拡大 17. 地域の子育てネットワークづくり 18. 安全・安心なまちづくりの推進 19. 子どもの貧困対策の推進 20. 児童虐待防止対策の推進 21. 障がいのある子ども・若者への支援

・推進項目 15. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

幼児期から子ども自身が自らの権利について理解するとともに人権意識を身につけるための教育を行うとともに、広く市民に向けた人権啓発のための講演会の開催や啓発を通して、市民の人権意識の向上に取り組めます。また、ヤングケアラーなど権利が侵害されている状態の子どもに対する支援体制を構築します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 76 校内相談窓口の活用	
【内容・今後の展開】 ■ すべての児童・生徒が相談しやすいよう、男性教員及び女性教員を複数配置し、校内相談窓口での相談を通じてセクシュアル・ハラスメントやいじめ等、人権侵害の予防と早期発見につなげます。また、入学式終了後の際に保護者にもその周知を行うなど、児童・生徒のみならず、保護者への情報発信にも努めます。	【担当課】 学校教育課

第5章 施策目標別の展開

【対象者】 ☒小（市立小学校等に通う児童） ☒中（市立中学校等に通う生徒） 数値目標 校内相談窓口の設置および保護者への周知を実施している学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	
施策 No. 77 人権啓発に向けた取組み	
【内容・今後の展開】 - 男女共同参画週間、人権週間等を利用して、市民を対象とした講演会等を開催し、さまざまな人権課題に対する意識向上を図ります。 - 小・中学生による人権啓発標語やポスター、作文の募集・発表等を通じて、人権意識の高揚を図るとともに、応募協力についても広く呼びかけを行います。 【対象者】 ☒対	【担当課】 人権市民相談課
施策 No. 78 人権教育への取組み	
【内容・今後の展開】 - 就学前の子どもが生命の尊さや他者への共感を大切にする態度等を身につけることができるよう、認定こども園等で発達段階に応じた人権教育を充実します。また、市立小・中学校等に通う子どもがさまざまな人権問題を正しく理解し、認識を深めることができるよう、市立小・中学校等で人権教育を充実します。 - 人権教育の啓発を目的として、人権カレンダーを毎年作成し、市立認定こども園・学校の新入生に配布するとともに各教室に掲示します。また、市役所やコミュニティセンター等にも人権カレンダーを配置し、広く市民に届くように取り組みます。 - 子どもへの人権教育が効果的に実施できるよう、市立小・中学校等の教職員に対する研修を実施します。 【対象者】 ☒幼（市立認定こども園に通う幼児） ☒小（市立小学校等に通う児童） ☒中（市立中学校等に通う生徒） ☒他（市立小・中学校等の教職員） 数値目標 人権教育に関する教職員研修を実施する学校数 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 こども施設課 【担当課】 学校教育課
施策 No. 79 在日外国人児童生徒交流会	
【内容・今後の展開】 市立小・中学校等に通う在日外国人の子どもとの交流会を設けることによって、多文化共生への理解を深めるとともに、当該児童・生徒のアイデンティティーの育成を図ります。 【対象者】 ☒小（市立小学校等に通う児童） ☒中（市立中学校等に通う生徒）	【担当課】 学校教育課
施策 No. 80 自立援助通訳派遣	
【内容・今後の展開】 帰国、渡日の市立小・中学校等に通う子どもに対して、通訳を派遣します。 【対象者】 ☒小（市立小学校等に通う児童） ☒中（市立中学校等に通う生徒） 数値目標 日本語指導を必要とする児童生徒のうち、支援を受けている児童生徒	【担当課】 学校教育課

の割合 現状値（R5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%	
施策 No. 81 ヤングケアラーへの支援	
【内容・今後の展開】 ■ ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども）について、実態の調査を行い、優先的に支援を行う必要性の高いヤングケアラーを把握し、児童一人一人の状況に応じた支援を行います。 【対象者】 小 中 高	【担当課】 こども家庭センター

・推進項目 16. 意見表明・社会参画機会の拡大

子ども・若者に向けた主権者教育を行うとともに、市政への関心の向上、社会参画機会のきっかけへとつながるよう、市政に関する情報発信に取り組みます。

子ども・若者が意見表明する機会を拡大するとともに、子どもが意見を形成し、表明することを支援する取組みを推進します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 82 子ども・若者向け市政情報の発信	
【内容・今後の展開】 ■ SNS 等を活用するなど子ども・若者向けに対しても、わかりやすく、関心を持ってもらえるような市の情報発信に努めます。 【対象者】 対	【担当課】 魅力創造発信課
施策 No. 83 子どもや若者の意見表明機会の推進	
【内容・今後の展開】 ■ 子どもの権利について、子どもたちが学習する機会を推進するとともに、広く市民に周知・啓発を行います。 ■ 子どもや若者の声をまちづくりに反映できる機会の拡大を積極的に推進します。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 中（市立中学校等に通う生徒） 若	【担当課】 子育て支援政策課

・推進項目 17. 地域の子育てネットワークづくり

地域において、子どもと子育て家庭を見守り・支えるネットワークづくりを推進することで、地域の子育て力の強化を目指します。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 No. 33 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	
施策 No. 84 学校運営協議会	
【内容・今後の展開】 ■ 保護者や地域住民の代表等が学校運営協議会の委員となり、学校運営やその運営に必要な支援についての協議等を行い、学校教育や子どもたちを取り巻く教育環	【担当課】 学校教育課

第5章 施策目標別の展開

境の充実を図ります。 ■ 地域住民が授業学習補助や学校の環境整備、登下校の安全パトロールなどの支援を行うため、学校支援コーディネーターが学校と地域のつなぎ役となって、地域の絆づくりと地域の教育力の向上を図ります。 【対象者】 他（市立小・中学校等） 【数値目標】 年間を通じて、学校運営協議会を計画的に開催している中学校区数 現状値（R5）：全校区 ⇒ 目標値（R11）：全校区	
--	--

・推進項目 18. 安全・安心なまちづくりの推進

子どもの犯罪被害や事故の予防、安心して遊べる公園づくりに取り組むとともに、子どもや子育て中の保護者が安心して外出できるよう、道路環境の整備、公共施設の子育てバリアフリー、赤ちゃんの駅の推進に取り組みます。

【関連事業等の概要】

施策 No. 85 安全・快適な道路環境の整備	
【内容・今後の展開】 ■ 歩車分離による歩行者の安全確保、ベビーカーや車椅子等の通行に配慮した歩道の新設・改良、横断防止柵の設置等、すべての人にやさしい道路環境の整備を通じて、子どもや子育て中の人の通行の安全確保を図ります。 ■ 整備可能な主要道路については、歩行者・自転車・車両の分離を検討し、歩道の改良、横断防止柵の設置等の整備に努めます。 【対象者】 対	【担当課】 道路公園課
施策 No. 86 公共施設の子育てバリアフリーの推進	
【内容・今後の展開】 ■ 市役所庁舎の整備にあたっては、乳幼児とその保護者が利用しやすい施設となるよう配慮し、子育てバリアフリーの推進を図ります。 【対象者】 幼 保（幼）	【担当課】 総務部総務課
施策 No. 87 「赤ちゃんの駅」の推進	
【内容・今後の展開】 ■ 授乳やおむつ交換ができる場所を無料で提供できる施設で、「赤ちゃんの駅」として登録された施設の名称や場所等を紹介し、子育て家庭が安心して外出できる環境を整備します。 【対象者】 幼 保（幼）	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 88 交通安全教室等の実施	
【内容・今後の展開】 ■ 警察の協力を得て、認定こども園、幼稚園及び保育所に通う児童に対し、安全な歩行の指導を行います。 ■ 地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、認定こども園、幼稚園及び保育所が主体となり、授業参観等で年齢に応じた交通安全指導を行います。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課

【内容・今後の展開】 - 警察の協力を得て、市立小学校等に通う1年生に対し、安全な歩行の指導を行います。 - 市立小学校等に通う3年生または4年生に対し、安全な自転車の乗り方の指導を行います。 - 地域の特色に応じた交通安全指導を実施するとともに、市立小・中学校等が主体となり、授業参観等で年齢に応じた交通安全指導を行います。 【対象者】 <u>小</u>（市立小学校等に通う児童） <u>中</u>（市立中学校等に通う生徒）	【担当課】 保健給食課
---	---------------------------

施策 No. 89 安心して遊べる魅力的な公園づくり

【内容・今後の展開】 - 公園施設長寿化計画に基づき、老朽化したブランコ等の遊具をより安全で、子どもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新します。また、定期的な点検等を実施し、適正な管理に努めます。 - 子どもを含めたすべての世代がのびのびと楽しく利用できるような特色を持たせた公園計画を検討し、魅力的な公園づくりに取り組みます。 【対象者】 <u>他</u>（市内の公園）	【担当課】 道路公園課
---	---------------------------

施策 No. 90 学校等での危機管理に向けた取り組み

【内容・今後の展開】 - 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等及び市立小・中学校等において、危機管理マニュアル等に基づいた危機対策の強化を図ります。 - 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等及び市立小・中学校等において、不審者対応マニュアルを活用し、警察等の協力を得ながら、不審者侵入時の対応に関する訓練を実施します。 - 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業等及び市立小・中学校等から不審者発生等の連絡を受けた場合は、速やかに各施設へ注意喚起を行います。また、保護者等へ大阪府警の安まちメールの活用も呼びかけます。 【対象者】 <u>幼</u> <u>小</u> <u>中</u> <u>保</u>（幼・小・中） <u>他</u>（対象施設の教職員）	【担当課】 こども施設課
	【担当課】 学校教育課

施策 No. 91 防犯カメラの設置

【内容・今後の展開】 全市立小・中学校等に設置された防犯カメラで、不審者の侵入防止に努め、児童・生徒の安心安全を確保します。 【対象者】 <u>他</u>（主に市立小・中学校等の児童・生徒）	【担当課】 教育総務課
【内容・今後の展開】 犯罪から子どもたちを守り、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりをより一層推進するため、平成28年度に小中学校の通学路を中心に犯罪抑止のための防犯カメラを1,000台設置した。リース契約満了後の令和5年10月からは、台数増加及び機能強化を図り、1,100台体制で市民の安全・安心につなげている。今後も引き続き、犯罪の抑止、安心感の向上に努め、子どもたちを犯罪から守る。 【対象者】 <u>対</u>	【担当課】 危機管理室

第5章 施策目標別の展開

施策 No. 92 「こども 110 番の家」運動	
【内容・今後の展開】 ■ 地域の家庭・団体等の協力を得て、子どもの緊急避難場所としての役割を担う「こども 110 番の家」運動を推進します。 【対象者】 幼 小 中	【担当課】 コミュニティ推進課
施策 No. 93 登下校時の安全確保（見守り隊・声かけ隊）	
【内容・今後の展開】 ■ 市立小学校等に通う子どもたちの登下校時の安全を守るため、PTA 及び地域団体のボランティアの協力を得て取組みを促進します。 【対象者】 小（市立小学校等に通う児童） 数値目標 PTA 及び地域ボランティアによる登下校時の見守りを実施している小学校等の数 現状値（R 5）：100%⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 学校教育課

・推進項目 19. 子どもの貧困対策の推進

すべての子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、健やかに成長し、夢や希望を持つことができるよう、子どもと家庭への支援を行います。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 No. 1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援
再掲 施策 No. 2 保健指導の充実
再掲 施策 No. 6 乳児家庭全戸訪問
再掲 施策 No. 7 産後ケア事業
再掲 施策 No. 11 助産制度による分娩費の支援
再掲 施策 No. 13 妊婦及び乳幼児への食生活指導
再掲 施策 No. 14 就学前における食育
再掲 施策 No. 15 乳幼児の教育・保育
再掲 施策 No. 18 配慮が必要な乳幼児への支援
再掲 施策 No. 22 就学指導
再掲 施策 No. 23 地域子育て支援拠点事業
再掲 施策 No. 24 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート事業）
再掲 施策 No. 25 一時預かり事業
再掲 施策 No. 26 休日保育事業
再掲 施策 No. 27 子育て情報の周知

再掲 施策 NO. 28	子育て情報誌の配布
再掲 施策 NO. 30	子育て短期支援事業（ショートステイ）
再掲 施策 NO. 34	就学前相談
再掲 施策 NO. 35	子育てに関する講習等の実施
再掲 施策 NO. 36	子育て便り等の発行
再掲 施策 NO. 37	ブックスタート事業
再掲 施策 NO. 41	小・中学校等における食育
再掲 施策 NO. 42	学力の向上
再掲 施策 NO. 43	体力の向上
再掲 施策 NO. 44	心の教育の充実
再掲 施策 NO. 45	小・中一貫教育の推進
再掲 施策 NO. 46	進路先訪問
再掲 施策 NO. 48	教育相談事業
再掲 施策 NO. 49	子どもへの自立に向けた支援の推進
再掲 施策 NO. 50	中学生を対象としたキャリア教育の推進
再掲 施策 NO. 51	「さんあい広場」等での世代間交流
再掲 施策 NO. 53	職場体験学習
再掲 施策 NO. 54	自然体験学習
再掲 施策 NO. 55	福祉体験
再掲 施策 NO. 57	図書環境の充実と読み聞かせ
再掲 施策 NO. 58	子どもの体験学習
再掲 施策 NO. 59	芸術・伝統文化にふれる機会の提供
再掲 施策 NO. 60	青少年育成指導員校区活動支援
再掲 施策 NO. 67	適応指導教室
再掲 施策 NO. 68	子どもサポート体制の充実
再掲 施策 NO. 74	家庭児童相談
再掲 施策 NO. 75	生活困窮者自立支援制度（生活・仕事に関する相談～くらしサポートセンター 守口）
再掲 施策 NO. 76	校内相談窓口の活用
再掲 施策 NO. 84	学校運営協議会

第5章 施策目標別の展開

施策 No. 94 養育支援訪問事業	
【内容・今後の展開】 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、専門職からの養育に関する指導・助言等必要な支援を行います。 【対象者】 妊 他（18歳未満の子どもがいる家庭）	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 95 子どもに関する医療費助成制度	
【内容・今後の展開】 0歳から高校生年代まで（出生の日から満18歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで）の子どもが疾病等で通院や入院をした場合に、その子どもにかかる医療費の一部を助成します。 【対象者】 子	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 96 相談窓口の周知	
【内容・今後の展開】 児童虐待やヤングケアラーなど、子どもを取り巻くさまざまな相談に対し、こども家庭センターをはじめとする関係機関の相談窓口を、市ホームページや小・中学校等を通じて積極的に周知します。また、ヤングケアラーの認知度向上に向けた啓発にも取り組みます。 【対象者】 妊 幼 小 中 高	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 97 子どもの見守り強化	
【内容・今後の展開】 ネグレクトなど児童虐待防止等のため、支援を必要とする子どもとその家庭に対し、専門の相談員が居宅を訪問し、アウトリーチ型により食事、学習、生活習慣などの相談支援を行います。今後は、民間団体との連携を強化し、居宅訪問によるほか、一時的に子どもの居場所となる機会や場所を提供し、支援を必要とする子どもが孤立しないよう、より一層、子どもの見守り体制を充実強化します。 【対象者】 妊 幼 小 中 高	【担当課】 こども家庭センター

施策 No. 98 放課後児童健全育成事業	
【内容・今後の展開】 - 放課後児童健全育成事業として実施しているもりぐち児童クラブ入会児童室では、就労等の理由で保護者が昼間家庭にいない小学校等の1～3年生の児童を対象に、安全確保と保護機能を持たせた生活の場を提供し、子どもたちが異年齢交流を通じて社会性や協調性を育む機会の充実に努めます。 - 保護者等の選択肢の拡大の観点から、設備運営基準を満たした民間の放課後児童健全育成事業の実施の届出のあった場合には、保護者の選択による利用の促進に努めます。 - 補助金制度を活用して、民間放課後児童クラブの設置促進を図ります。 【対象者】 幼 小 数値目標 入会児童室への入会希望にかかる待機児童数 現状値（R5）：0人⇒ 目標値（R11）：0人 入会児童室及び登録児童室の一体型実施のクラブ数 現状値（R5）：100%⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 99 生活困窮者自立支援制度（食料、生活必需品の支援～ふーどばんく事業）	
【内容・今後の展開】 賞味期限内に食べられるにも関わらず、規格外や印字ミスなどの理由で、流通できない商品、余剰在庫品、家庭に眠る食品など企業や個人から食品の寄付を受け、生活困窮者等に緊急支援として無償でお米、災害備蓄品、レトルト食品や生活必需品を提供し、制度の狭間にある方の支援のきっかけにします。 【対象者】 他（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）	【担当課】 生活福祉課
施策 No. 100 生活困窮者自立支援制度（不登校・ひきこもり相談）	
【内容・今後の展開】 ひきこもり当事者の居場所づくりや、不登校、ひきこもりの子どもを抱える家族の交流会の開催などを行い、当事者やその家族の状況に寄り添った相談支援を行います。 【対象者】 対（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）	【担当課】 生活福祉課
施策 No. 101 生活困窮者自立支援制度（住居確保給付金）	
【内容・今後の展開】 離職、自営業者の廃業または個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象として、住宅費（家賃・家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用）	【担当課】 生活福祉課

第5章 施策目標別の展開

の給付金を支給するとともに、くらしサポートセンター守口（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 【対象者】 <u>他</u>（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）	
施策 No. 102 生活保護制度	
【内容・今後の展開】 生活保護法に基づいて、生活に困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。 【対象者】 <u>他</u>（身体的又は精神的な障がいや高齢等のため、十分な収入を得ることができず、自力で最低限度の生活を維持することができない者）	【担当課】 生活福祉課
施策 No. 103 母子・父子自立支援員による相談	
【内容・今後の展開】 相談窓口やハローワークとの連携のなかで、母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父の自立に必要な情報提供や求職活動に関する相談に応じます。 【対象者】 <u>子</u> <u>他</u>（母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父）	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 104 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	
【内容・今後の展開】 母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父に対して、経済的な自立や子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合において、資金の貸付や返還の相談に応じています。 【対象者】 <u>子</u> <u>他</u>（母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父）	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 105 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金	
【内容・今後の展開】 母子家庭の母、または父子家庭の父が、就職や転職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、その修業期間中の生活を支援するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。 【対象者】 <u>他</u>（母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父）	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 106 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金	
【内容・今後の展開】 母子家庭の母、または父子家庭の父が、自主的に自立のための職業能力の開発（職業訓練）を行えるように、事前相談を通じて、指定した講座を受講した後に、訓練給付金を支給しています。 【対象者】 <u>他</u>（母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父）	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 107 幼児教育・保育の無償化	

【内容・今後の展開】 平成29年4月から、世帯の所得に関係なく、0歳児から5歳児の認定こども園・保育所・幼稚園及び小規模保育事業等の利用者負担額の無償化を実施しています。（子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園については、世帯の所得に関係なく月額25,700円を上限に無償化）。また、令和元年10月から始まった国の幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設の利用料についても世帯の所得状況等によって無償化の対象となっています。加えて、令和2年4月より、認定こども園及び保育所等を利用する1・2号認定子ども及び子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する子どもの給食費のうち副食費相当額についても補助を行っています。 【対象者】 保（就学前教育・保育施設を利用する子どもの保護者）	【担当課】 こども施設課
施策 No. 108 幼児教育・保育の確保	
【内容・今後の展開】 幼児教育・保育の利用ニーズに対応するため、引き続き、きめ細やかな利用調整を行うとともに、保育施設の新規認可や民間認定こども園等の施設整備（建替等）の促進などにより、幼児教育・保育の確保に努めます。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 109 時間外保育事業（延長保育事業）	
【内容・今後の展開】 就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、認定こども園や保育所等で通常の保育時間を超えた保育を提供します。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 110 病児保育事業	
【内容・今後の展開】 保育を必要とする乳幼児が病氣中や病後のため、集団保育が困難な場合において、必要な保育を提供します。 【対象者】 幼	【担当課】 こども施設課
施策 No. 111 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
【内容・今後の展開】 低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費負担の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等の利用を図ります。 【対象者】 保（就学前教育・保育施設を利用する子どもの保護者）	【担当課】 こども施設課
施策 No. 112 児童手当	
【内容・今後の展開】 生活の安定に寄与し、子どもが健やかに成長できるよう、0歳から高校生年代まで（出生の日から満18歳に達する以後における最初の3月末日を経過するまで）の子どもを養育している人に対して、支給を行います。	【担当課】 子育て支援政策課

第5章 施策目標別の展開

【対象者】 保	
施策 No. 113 児童扶養手当	
【内容・今後の展開】 生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に、父または母の一方、もしくは両親のいない子どもの養育者から養育を受けているひとり親家庭等の18歳までの子ども（子ども本人に一定の障がいがある場合は20歳未満の者）を養育している人に対して、手当を支給します。 【対象者】 保 （障がいを持つ児童の保護者）	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 114 就学援助費	
【内容・今後の展開】 経済的な理由により就学困難な市立小・中学校等に通う子どもの保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。 【対象者】 保 （小・中の保護者）	【担当課】 学校教育課
施策 No. 115 ひとり親医療費助成制度	
【内容・今後の展開】 ひとり親家庭の18歳までの子どもと母もしくは父、または18歳までの両親のいない子どもの養育者に対して、健康保険が適用される医療費の一部を助成します。 【対象者】 他 （ひとり親家庭の18歳までの子どもと保護者）	【担当課】 子育て支援政策課
施策 No. 116 養育費確保及び親子交流の推進に向けた取組み	
【内容・今後の展開】 離婚する当事者に対して養育費及び親子交流の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、養育費及び親子交流の取決めについて解説したパンフレットを離婚届の用紙と同時に交付することともに、大阪府母子家庭等就業・自立支援センターや養育費等相談支援センター等における相談支援等の利用を促進します。 【対象者】 他 （未成年の子どもを持つ離婚当事者）	【担当課】 子育て支援政策課 総合窓口課

・推進項目 20. 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の未然防止に向けて、市民や保育教諭、教職員、福祉や医療関係者等、多様な主体に対して、啓発や研修を実施し、虐待への理解促進や虐待の早期発見につなげるとともに、守口市児童虐待防止地域協議会において、関係機関との連携を強化して早期対応のための相談支援や見守りを推進します。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 No. 94 養育支援訪問事業

再掲 施策 No. 97 子どもの見守り強化

施策 No. 117 守口市児童虐待防止地域協議会	
【内容・今後の展開】 児童虐待の未然防止を図るとともに早期発見と早期対策を目的とした守口市児童虐待防止地域協議会を設置し、関係各課や大阪府中央子ども家庭センター、大阪府守口保健所等関係機関との連携に努めます。 【対象者】 ☒ 他（同協議会の構成員）	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 118 児童虐待防止相談	
【内容・今後の展開】 18歳までの子どもの虐待について、問題解決に向け、児童虐待防止外部アドバイザーや大阪府中央子ども家庭センター、関係機関と連携を図りながら、相談や面談、家庭訪問等を実施し、児童虐待の防止に努めます。 【対象者】 ☒ 妊 ☒ 他（18歳未満の子どもがいる家庭）	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 119 児童虐待早期発見のための研修会の実施	
【内容・今後の展開】 - 保育教諭等や教職員、福祉・医療・保健・警察等関係機関に対して、児童虐待早期発見のための啓発や研修を進めます。 - 市民を対象とした児童虐待に関する研修会等を開催し、虐待が発生する背景やその特性等についての理解を深めます。 【対象者】 ☒ 他（主に子どもの保護者、関係機関の職員）	【担当課】 こども家庭センター
	【担当課】 学校教育課

第5章 施策目標別の展開

・推進項目 21. 障がいのある子ども・若者への支援

「障害者権利条約」の理念を踏まえ、自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、障がいのある子ども・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障がいの特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組みを推進します。

【関連事業等の概要】

施策 No. 120 障がい児や特別な配慮が必要な子どもへの支援

【内容・今後の展開】	【担当課】
■ 市内の児童発達支援事業所等において、児童発達支援や保育所等訪問支援、障がい児相談支援などを実施し、地域の障がい児や特別な配慮が必要な子どもへの支援を行うとともに、さらなる相談支援体制の充実を図ります。 ■ わかくさ・わかすぎ園では、地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターとして、多様な障がいに対応した専門的な発達支援を行うとともに、保護者への支援も行います。また、地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズコンサルテーションを行います。療育支援施設の役割について、さらなる啓発に努めます。 ■ わかくさ・わかすぎ園を拠点として、障害児相談支援、保育所等訪問支援、外来療育等を実施し、通園児に限らず地域の障がい児や特別な配慮が必要な子どもへの支援を行います。 【対象者】 子 保	障がい福祉課 子育て支援政策課（わかくさ・わかすぎ園）

施策 No. 121 障がい福祉サービス等

【内容・今後の展開】	【担当課】
■ 主に小学生以上を対象に障がいの状況や家庭の状況等により、居宅介護（ホームヘルプ）や移動支援事業（ガイドヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援事業等の福祉サービスを実施し、障がいのある子どもの地域生活を支援します。 ■ 児童発達支援・放課後等デイサービス等の充実を図り、緊急時の対応ができるサービスの充実についても検討します。 【対象者】 子	障がい福祉課

施策目標5. 子育て当事者に対する支援

共働き世帯の増加や働き方の多様化が進む中、性別にかかわらず育児や家事と仕事を両立し、経済的な不安や子育ての孤立感、負担感を抱えることなく子どもに向き合うことができる環境づくりが重要となっています。

子育て世帯の経済的負担の軽減や特に経済的支援が必要な家庭に向けて、妊娠・出産期から子育て期にかけて、各種手当や費用助成を適切に行います。

子育て世帯が働きやすい環境づくりでは、母親に家事・育児の負担が偏ることなく、両親がともに家庭責任を担う意識啓発を進めるとともに、市内企業に向けては、働き方改革や柔軟な働き方の導入を促進して、子育て中の保護者がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう取り組みます。

ひとり親家庭については、母子家庭・父子家庭それぞれが抱える困難に対して、相談体制の充実や、養育費の確保に向けた取組み、各種給付金の支給制度等による支援を行います。

施策目標	推進項目
子育て当事者に対する支援	22. 子育て・教育・保育の経済的負担の軽減 23. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現 24. 共同親権に対する支援 25. ひとり親家庭等への支援

・推進項目 22. 子育て・教育・保育の経済的負担の軽減

児童手当の支給や経済的支援が必要な家庭への補助を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減につなげます。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 NO. 95 子どもに関する医療費助成制度

再掲 施策 NO. 111 実費徴収に係る補足給付を行う事業

再掲 施策 NO. 112 児童手当

再掲 施策 NO. 114 就学援助費

施策 No. 122 特別児童扶養手当

【内容・今後の展開】 ■ 精神または身体に障がい（障害）を有する 20 歳未満の者の福祉の増進を図ることを目的に、これらの者を家庭で監護、養育する父母等に手当を支給します。 【対象者】 他（障がいを持つ児童の保護者）	【担当課】 子育て支援政策課
--	--------------------------

施策 No. 123 障がい児福祉手当

【内容・今後の展開】 ■ 重度障がい児の福祉向上を図ることを目的に、精神または身体に重度の障がい（障害）を	【担当課】 障がい福祉課
---	------------------------

第5章 施策目標別の展開

有するため、日常生活で常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者に手当を支給します。 【対象者】 <u>他</u>（20歳未満）	
施策 No. 124 出産される被保険者の国民健康保険料の減額	
【内容・今後の展開】 国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産予定日又は出産日の属する月（以下「出産予定月」といいます。）の前月（多胎妊娠の場合は、3か月前）から、出産予定月の翌々月までの産前産後期間の保険料が減額されます。 ※国民健康保険以外に加入されている方は、内容が異なることがありますので、加入している健康保険組合などにお問い合わせください。 【対象者】 <u>他</u>（国民健康保険加入者）	【担当課】 保険課
施策 No. 125 妊産婦へのタクシー利用支援	
【内容・今後の展開】 妊産婦の経済的及び精神的な負担を軽減し、妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、タクシー利用券を交付し、通院等に利用するタクシーの利用料金の一部を支援します。 【対象者】 <u>妊</u>	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 126 妊婦のための支援給付	
【内容・今後の展開】 - 妊娠届出時及び出産後において、妊婦のための支援給付金を支給します。 - 妊婦等包括相談支援事業による援助その他の支援とを効果的に組み合わせることにより、妊娠中の負担の軽減のための総合的な支援を行います。 【対象者】 <u>妊</u>	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 127 低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援	
【内容・今後の展開】 妊娠に関する経済的負担を軽減し、妊婦健康診査未受診妊婦の解消を図るため、妊娠判定の受診料の一部または全部を補助します。 【対象者】 <u>妊</u>	【担当課】 こども家庭センター
施策 No. 128 新生児聴覚検査費の助成	
【内容・今後の展開】 難聴時の早期発見・早期療育推進と保護者の経済的負担の軽減のため、新生児聴覚検査費用について、助成を行います。 【対象者】 <u>幼</u> <u>数値目標</u> 新生児聴覚検査受診率 現状値（R5）：97.7% ⇒ 目標値（R11）：100%	【担当課】 こども家庭センター

・推進項目 23. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

幼児教育・保育の確保や時間外保育、病児保育、放課後の子どもの活動の場づくり等を通じて、保護者が子育てをしながら安心して仕事を続けることができる環境づくりに取り組みます。

また、性別に関わらず、誰もがワーク・ライフ・バランスを実現できる社会を目指して、市民や企業に対する啓発や男性に向けた講座・教室の実施に取り組みます。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 NO. 98 放課後児童健全育成事業

再掲 施策 NO. 107 幼児教育・保育の無償化

再掲 施策 NO. 108 幼児教育・保育の確保

再掲 施策 NO. 109 時間外保育事業（延長保育事業）

再掲 施策 NO. 110 病児保育事業

施策 No. 129 男女共同参画推進計画の推進

【内容・今後の展開】

- 平成 27 年度に策定した「第 3 次守口市男女共同参画推進計画」の取組みについて、周知に努め、計画目標の達成に向け具体的な施策を推進します。
- 市民を対象とした多様な働き方やバランスのとれた働き方への理解を深める講習会等を開催し、職業生活優先の意識や性別による固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、ライフスタイルを考えるきっかけづくりに努めます。

【対象者】 対

数値目標 守口市男女共同参画推進計画の達成率

現状値（R 5）：100% ⇒ 目標値（R11）：100%

【担当課】

人権市民相談課

施策 No. 130 企業等に対する啓発活動

【内容・今後の展開】

- 市内の企業等に対し、守口市企業人権推進連絡会を通じて、男女共同参画に関する講演会や研修会への参加を促すとともに、パンフレットの配布等により男女共同参画に対する理解促進に努めます。

【対象者】 他（市内企業）

【担当課】

人権市民相談課

施策 No. 131 男性セミナー

【内容・今後の展開】

- 男性の家事・育児・介護等への参画を促進するため、男性も参加しやすい講座・教室等を開催します。

【対象者】 他（主に男性）

【担当課】

コミュニティ推進課

施策 No. 132 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた活動

第5章 施策目標別の展開

【内容・今後の展開】 ■ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民・企業等に対して広報・啓発・情報提供活動を行います。 ■ 関係機関と連携を図り、子育て女性の就労に関する相談やマタニティ・ハラスメント等の労働問題に関する相談に応じます。 ■ 商工会議所と連携を図り、創業支援等に取り組みます。 ■ フレックスタイム制や子育て期の短縮時間勤務、テレワーク等多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。 ■ 長時間勤務を前提に組み立てられたワークスタイルの見直しを呼びかけるなど、労働時間短縮への働きかけを行います。 ■ 出産や子育てによる退職者について再雇用制度の導入等への働きかけに努めます。 【対象者】 ☒ 他（市内企業等） ☒ 対（主に働いている方が対象）	【担当課】 地域振興課
---	-----------------------

施策 No. 133 育児休業制度の普及

【内容・今後の展開】 ■ 育児休業制度の定着と利用しやすい環境づくりに向けて、事業者に対して呼びかけを行います。 【対象者】 ☒ 他（市内企業等）	【担当課】 地域振興課
【内容・今後の展開】 ■ 育児休業制度への理解や関心を深めてもらうため、広報や市ホームページ等の媒体を活用して、制度の内容を分かりやすく周知します。 【対象者】 ☒ 対	【担当課】 子育て支援政策課

・推進項目 24. 共同養育に対する支援

令和6年5月の民法改正案の成立による、共同親権の選択肢の拡大にともない、共同養育についての周知をはかり、子どもに対する養育の権利、義務の認識を広め、養育費の確保や親子交流が当たり前となる社会の実現に取り組みます。

【関連事業等の概要】

施策 No. 134 共同養育の理解促進

【内容・今後の展開】 ■ 市ホームページ等さまざまな媒体を活用し、市民に対して、共同養育についての周知を行います。 ■ 市職員に対して、共同養育の制度についての理解を深めるために研修等を行い、制度への理解を深めます。 【対象者】 ☒ 対	【担当課】 子育て支援政策課
---	--------------------------

再掲 施策 No. 116 養育費確保及び親子交流の推進 に向けた取り組み

・推進項目 25. ひとり親家庭等への支援

保護者の安定した就労につながる支援や家計の安定を図るための支援などにより、生活基盤が安定し、自立した生活を送ることができるよう、母子・父子自立支援員の確保による相談体制の充実に努めます。

【関連事業等の概要】

再掲 施策 NO. 103 母子・父子自立支援員による相談

再掲 施策 NO. 104 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

再掲 施策 NO. 105 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金

再掲 施策 NO. 106 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金

再掲 施策 NO. 113 児童扶養手当

再掲 施策 NO. 115 ひとり親医療費助成制度

再掲 施策 NO. 116 養育費確保及び親子交流の推進に向けた取組み
